都市再生整備計画（第3回変更）

川崎市シェアサイクル推進地区(市域全体)

神奈川県川崎市

令和8年4月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式（1）-②

都道府県名	神奈川県	市町村名	川崎市（かわさきし）	地区名	川崎市シェアサイクル推進地区（すいしんちく）（市域全体（しいきぜんたい））	面積	14,435 ha

計画期間	令和 4 年度 ～ 令和 8 年度	交付期間	令和 年度 ～ 令和 年度

目標

大目標：安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進
小目標：身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力向上

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

【経緯】
・平成30年3月に策定した「川崎市自転車利用基本方針」に基づき、平成31年3月から登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び殿町・大師河原の2エリアを対象に「川崎市シェアサイクル実証実験」を実施
・令和2年2月に「川崎市自転車活用推進計画」を策定し「シェアサイクル事業の促進」を施策として位置付け。
・市域全体への効果を含めた事業性等の検証を行うため、令和3年4月から6つの都市拠点を対象エリアに加え合計8エリアで実験を継続
・令和4年3月の「川崎市自転車活用推進計画」の改定において「移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進」を施策として位置付け、令和4年7月から民間事業者主体の本格運用を開始
・令和8年3月の「川崎市自転車活用推進計画」の改定では、「シェアサイクル事業の推進」を施策とし、シェアサイクルの一層の利用・普及を促進

【現況】
・シェアサイクルの利用回転数は、令和7年度平均で2．6回／日・台と、令和8年度目標値の1．4回／日・台を大きく上回っている。また、シェアサイクルの認知度も、令和7年6月の市民アンケート調査では71%と目標値の40%を大きく上回っている。これらのことにより、本格運用後もシェアサイクルの普及促進が図られている。

課題

・川崎市シェアサイクル事業は利用の順調な伸びを示しており事業の有効性が確認できている。今後は、地域の利用状況を分析し、利用者ニーズに応じながら、引き続きポートの設置拡充に取り組むとともに、既存ポートにおけるラックの増設など、利用環境の充実に向けた取組が必要です。

将来ビジョン（中長期）

①「川崎市総合計画第4期実施計画」（2026-2029）（令和8年3月改定）
　施策：身近な交通環境の整備
　施策の目標：交通手段の選択肢が広がり暮らしやすいまちが形成されている
②「川崎市総合都市交通計画」（2025-2044）（令和7年11月策定）
　目標：「誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備」
③「川崎市自転車活用推進計画」(2026-2029)（令和8年3月改定）
　計画の目的：「安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進」
　基本政策：「自転車の活用」
　基本政策の目標：「身近な乗り物としての自転車利用の促進と、地域の活力向上」
　政策：「安全・快適で環境にもやさしい身近な自転車の活用推進」
　施策：「移動環境の充実に向けたシェサイクルの推進」

目標を定量化する指標

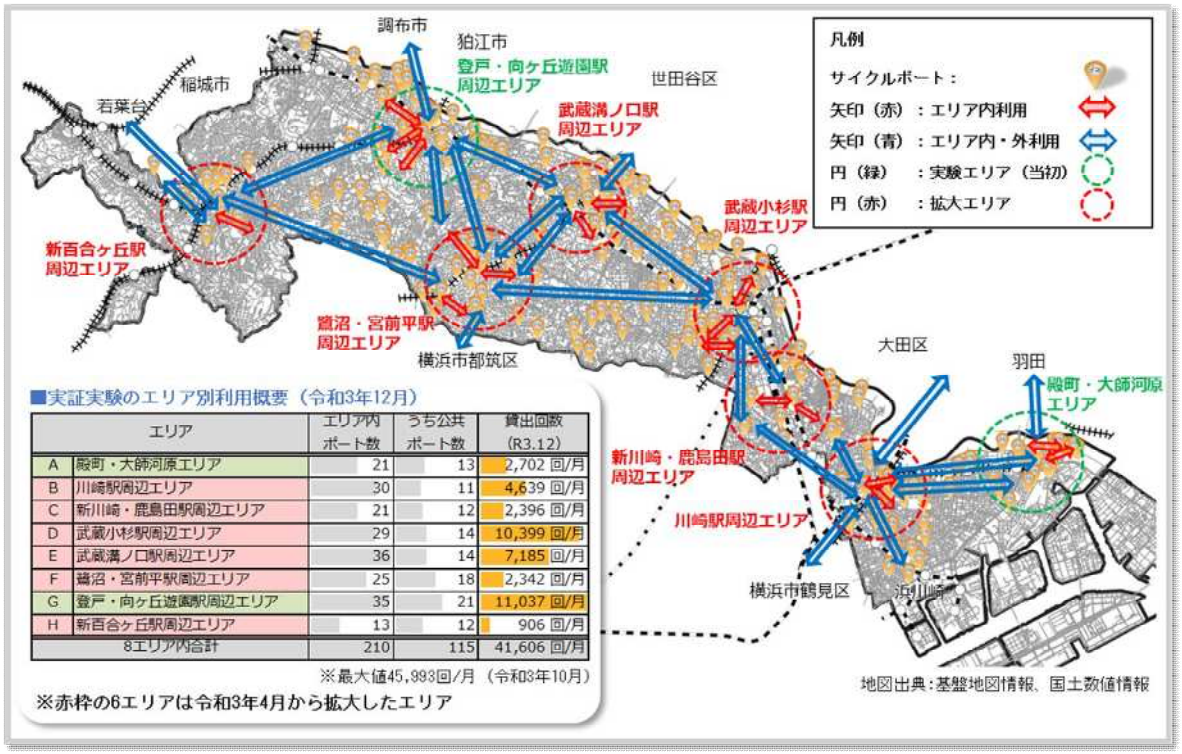
指　標	単　位	定　義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
シェアサイクルの利用回転数	回／日・台	市内のシェアサイクルの1日1台当たりの利用回数	利用回転数の増加は、移動需要に対応して利用状況を表すものであり、実績を踏まえた目標値を設定することで、事業の定着および持続的な運営状況を評価できる。	1.4回／日・台	R7年度	2.7回／日・台以上	R11年度

都市再生整備計画の整備方針等

様式（1）-③

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【移動環境の充実に向けたシェアサイクルの推進】 ・シェアサイクル実証実験当初の2エリアでは、利用範囲、効果等が限定されていたことから、市域8エリアに対象を広げるとともに、サイクルポートについても民間用地に加え、公共用地を活用し、設置箇所を増やすことで、利便性が向上し、その結果多くの利用に繋がり、事業性も確認できた。 ・効果としては、主に駅・公共施設等への移動に利用され、時間短縮によるアクセス性・利便性が向上するなど、実験における効果・有効性が確認できた。 ・これらのことから、その効果を最大限に発揮するため、民間事業者と行政が連携しながら、多くの方が利用できるスキームとして、民間用地に加え公共用地を活用することで、シェアサイクルの利用・普及促進を図るため市域全体を対象として、令和4年度から本格運用を実施している。引き続き、公共用地を活用した民間事業者主体の持続可能な運用を推進していく。	【協定制度等】 公園占用等の特例を活用するサイクルポートの設置

その他



実証実験結果を踏まえて、8つの都市拠点を基本に市域全体を対象とする。

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	制度別詳細6	制度別詳細7	制度別詳細8	制度別詳細9	制度別詳細10	制度別詳細14
					道路占用許可特例(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)	低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)	[滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	[滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●シェアサイクル事業の実施運営 施設及び器材整備、ステーション用地確保、事業運営	身近な乗り物として自転車利用の促進と地域の活力の向上を図る。	R4～R8	・川崎市(実施主体) ・OpenStreet シナネンモビリティPLUSグループ (運営主体、占用主体)			○								

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

	取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11	制度別詳細12	制度別詳細13
				[滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	[滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)

制度別詳細3（都市公園の占用に関する事項） 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度の活用計画

占用対象施設			占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園占用許可特例対象施設	1	自転車駐車器具 （サイクルポート）	川崎市内の市が管理する都市公園を対象とする。	・公園利用者の安全面や利用の妨げとならないことを十分に考慮し、ポート等の日常管理の徹底を図る。 ・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する。 ・芝地等への設置について、防草シートの設置や草刈り等、維持管理を徹底する。

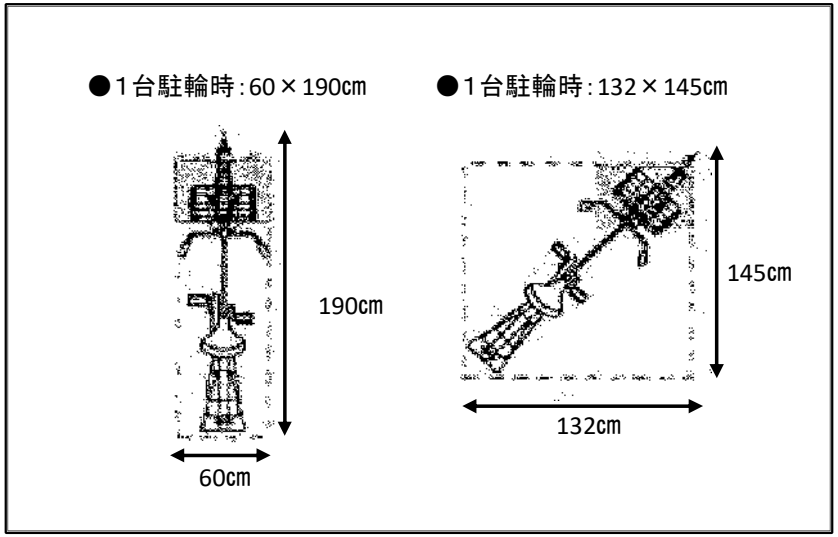
制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可の特例):自転車駐車器具　法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

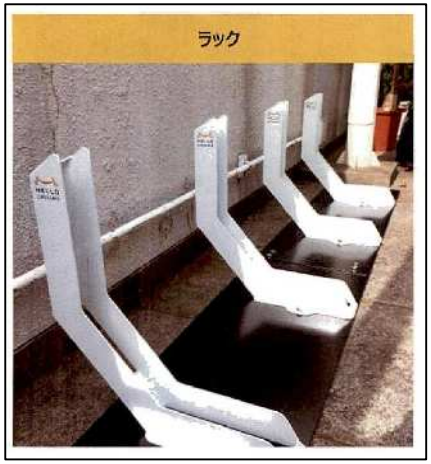
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

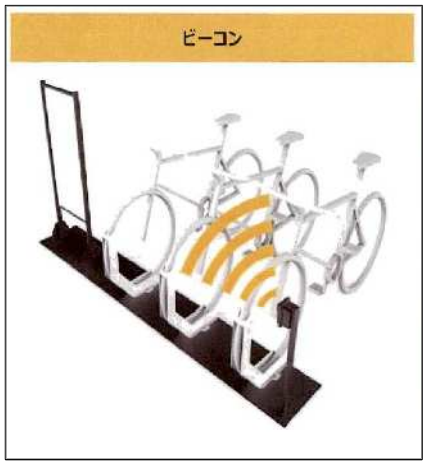


設置イメージ



サイクルポート設置方







都市再生整備計画の区域

様式(1)-⑥

川崎市シェアサイクル推進地区(神奈川県川崎市)	面積	14,435 ha	区域	川崎市全域



川崎市シェアサイクル推進地区(神奈川県川崎市) 整備方針概要図

目標	大目標:安全・安心で魅力と活力のある自転車を活用したまちづくりの推進 小目標:身近な乗り物として自転車利用の促進と、地域の活力向上	代表的な指標	シェアサイクルの利用回転数 (回/日・台)	1.4回/日・台 (R7年度) →	2.7回/日・台以上 (R11年度)

